



静岡保護観察所



●更生保護とは？

犯罪や非行をした人たちが、地域社会の中で、犯罪や非行をしない生活を送っていけるよう、指導や支援を行い立ち直りを助ける取組です。

●保護観察官ってどんなことをしているの？

保護観察官は、保護観察所をはじめとする更生保護に関わる機関で働く国家公務員です。地域のボランティアである保護司・更生保護女性会・BBS会などの方々と連携しながら業務を行っています。

～保護観察官による活動の例～

* 専門的処遇プログラム（性犯罪、薬物、暴力、飲酒運転）

各プログラムについて全5回（2週間に1回）実施します。薬物再乱用防止プログラムについては、その後もステップアッププログラムとして、毎月1回グループワーク等を行います。

* 就労支援

犯罪や非行をした過去があることで思うように就労できない人に対して、その事実を承知で採用してくれる『協力雇用主』の協力を得て就労に繋がります。自立して収入を得たり、やりがいを感じて生活することは、更生の大きな力になります。

* 広報活動

犯罪や非行の防止や犯罪や非行をした人たちの更生について、地域の方々に理解を深めてもらい、立ち直りを支える地域をつくるため、学校へ出張講義やイベントでの啓発品配布等を実施しています。

●先輩職員の声

- ・「人」に関心がある方なら、とても充実したやりがいのあるお仕事だと思います。ぜひ私たちの仲間になってください！！
- ・更生保護の仕事は、あまり気負わずに、人と自然体で接することが大切です。若いあなたを待っています。

静岡保護観察所

〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町9-45

静岡地方法務合同庁舎

電話：054-253-0191

